

盛岡市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 27 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和 2 年 1 月 29 日付け 1 盛監第 58 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 都市整備部及び農業委員会事務局に係る指摘事項       |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                      |

1 盛緑第 258 号  
令和 2 年 3 月 23 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三 様  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦 様  
盛岡市監査委員 小山田 正 美 様  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 1 月 29 日付け 1 盛監第 58 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 指摘事項（課名等 都市整備部公園みどり課）

- (1) 行政財産の使用許可に当たり、許可の際に使用料を徴収していない事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ指摘したものであり、適正な事務の執行を求める。
- (2) 行政財産使用料の債権管理に当たり、次の事例が見られた。前回の定期監査においても不能欠損処分が遅延している事例が見られ指摘したものであり、適正な事務の執行を求める。
  - ア 不能欠損処分が遅延しているもの
  - イ 督促状の発付に係る決裁権者の決裁を得ていないもの
- (3) 物品の購入に当たり、見積書に次の事例が見られた。前回の定期監査においても見積年月日の記載がない事例が見られ指摘したものであり、適正な事務の執行を求める。
  - ア 見積年月日の記載がないもの
  - イ 債権者名の記載がないもの
- (4) 公の施設の指定管理において、備品の年度末現在高が報告されていない事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ注意したものであり、適正な事務の執行を求める。

#### 2 措置の状況

- (1) 措置の内容
  - ア 指摘事項(1)について

他市の公園の使用許可に係る条例及び手続き方法等について情報収集するとともに、盛岡市の他の条例等を参考として、適正な事務となるよう都市公園条例の改正等も視野に入れ検討を進めている。

イ 指摘事項(2)について

時効が成立している債権は、令和元年度末に不納欠損処分とする。また、督促状については、決裁権者の決裁を得た後、発付することとする。

行政財産使用料の債権管理に当たり、地方自治法の規定に基づき適正に事務を執行するよう課内研修で周知徹底した。

ウ 指摘事項(3)について

担当職員に対し、適正な会計処理について指導するとともに、支出負担行為兼支出命令に係る適正な事務処理について課内研修で周知徹底した。

エ 指摘事項(4)について

指定管理者から平成 30 年度の備品の年度末現在高の報告を受けるとともに、管理運営に関する基本協定に基づき、指定管理者から報告書等を遺漏なく受領するよう課内研修で周知徹底した。

また、指定管理者とともに管理運営に係る基本協定、仕様書等により、提出書類等について確認を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、都市公園条例の解釈の誤認によるものである。

今後は、法令を遵守した適正な事務となるよう、条例の改正及び事務手続方法について見直すこととする。

イ 指摘事項(2)について

原因は、債権管理における時効について誤認していたことによるものである。

今後は、債権管理についてマニュアルを整備し、地方自治法に基づく債権管理方法の確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(3)について

原因は、職員の会計処理の認識不足によるものである。

今後は、見積書に不備がないよう複数の職員で確認を行うなど、適正な事務処理を行い、再発防止に努める。

エ 指摘事項(4)について

原因は、管理運営に関する基本協定の内容についての認識不足及び指定管理に関する報告書受領時の内容確認不足によるものである。

今後は、複数の職員で、事業報告書受領時の内容確認を徹底し、再発防止に努める。